

川西市教育大綱(案)に係る
市議会意見と市の検討結果

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	全体	今回の教育大綱に込められた市長の想いを教えてください。	<p>新たに策定している第6次総合計画では、基本姿勢として「まず、「子どもの幸せ」から始めます。」としています。</p> <p>教育大綱においても、中学生との意見交流などを通じて、「公平な社会をつくること」、「子ども自身が幸せになるためにはどうすればよいのか」、「他人を幸せにすることも大切」という話をしており、これらの思いを基本姿勢という形で表現しています。</p> <p>また、教育委員会とは、基本姿勢といった考え方に加え、個別の事項も協議し、ともに策定した教育大綱であると認識しています。</p> <p>こうした考えのもと、引き続き、教育委員会と協議しながら、具体的な内容を「川西の教育」等に盛り込んでいきたいと考えています。</p>
2	全体	教育大綱は最上位計画の第6次川西市総合計画と整合を図るとされますが、当該計画は未だ完成はしておらず、そのような中で教育大綱（案）について審議することに違和感を覚えますが、このことについて市はどのように考えていますか。	<p>ご意見のとおり、本パブリックコメント実施時点で、総合計画は議決前ですが、当該計画の策定プロセスにおいて、議員協議会で議員の意見をいただく機会をはじめ、タウンミーティング等での意見交換を踏まえ、策定しています。</p> <p>そのため、本大綱をはじめとした各計画の柱となる総合計画が大きく揺らぐことも各個別計画との不整合が生じることもないと考えています。</p> <p>つきましては、本大綱策定においては、総合計画と十分に整合を図りながら進めていきたいと考えています。</p>
3	全体	教育大綱で策定する内容には、市の責任を明確にした表現をしてほしいです。	本大綱に記載する事項については、市が責任をもって実施することを前提として、記載しています。
4	全体	基本姿勢や基本方針の各所に「提供します」という表現が用いられていますが、表現が弱いと考えています。自治体が担うべきところは「保障する」などの表現にしてほしいです。	そのため、基本方針の中で「実現する」、「提供する」という表現を用いており、ご意見の「保障する」と同義であると考えています。
5	全体	基本姿勢や基本方針の各所で「質の高い」という表現を使用していますが、具体的にはどのようなことですか。	「質の高い」とは、単に学力の向上を目的としたものではなく、子どもや保護者、地域住民などさまざまな当事者同士の対話により、提供する教育の内容、やり方などを工夫することで、教育の質の底上げを図りたいという思いから、このような表現を使っています。
6	全体	社会の中で培う力を身につけていくということであり、学力だけではないというのは理解しますが、「質の高い」という表現は抽象的な表現であり分かりにくいです。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
7	全体	教育大綱を策定するにあたって、現場に行かれて、子どもたちの声を直接聞いているとのことですが、子どもたちからはどういう声が多かったのか、またどの部分に反映しているのか教えてください。	ご意見のとおり、本大綱の策定に際し、市内全中学校及び特別支援学校において、意見交流を行いました。 この中で、子どもたちが感じていることとして、「質の高い教育」や「主体性」、「多様性」といったキーワードが浮かび上がってきました。 そのため、これらのキーワードは基本姿勢及び基本方針でも反映しており、本大綱における重要な姿勢、考え方としています。
8	全体	この教育大綱は、子どもの意見を聞いてつくったと聞いていますが、反映している部分はどこでしょうか。	また、意見交流において議論した具体的なテーマとしては、学校生活を通じた「授業」や「長期休暇」、「部活動」、「給食」、「自転車通学」があり、これからも子どもたちが対話を通じ、主体的に関わる機会を大切にするとともに、学んだことをどのようにして社会に還元していくのかを考えると重要と考えています。
9	全体	子どもの権利や参加などを踏まえた内容が見当たらないので、与える、提供するだけでなく、子ども自らという側面を打ち出すなど、全般を通して、具体的な内容を踏まえながら盛り込んでほしいです。	子どもの主体性については、重要なキーワードであると考えており、2.基本姿勢の(2)や「学校教育」のページでも記載しています。 一方、具体的な項目については、実行計画部分を担う「川西の教育」等のアクションプランにおいて、記載します。
10	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	教育振興基本計画は、現行の第5次総合計画の基本構想並びに前期基本計画並びに後期基本計画の教育分野をもって位置付けていましたが、今回はどうなるのか教えてください。	
11	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	教育振興基本計画を策定する必要性はないのですか。	本大綱は総合教育会議などにおいて教育委員会との議論を経て策定してきました。教育委員会の目標等を含めた内容となっていることから、策定が努力義務である教育振興基本計画は策定しません。
12	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	総合計画の教育分野が基本計画に位置付けられているのでしょうか。	一方で、教育委員会としての方針や施策等をまとめて、着実に事業を推進していくことは重要であるため、「川西の教育」について、総合計画や教育大綱を踏まえて別途作成していくこととしています。
13	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	教育大綱の中に、地方公共団体が作成できる教育振興基本計画での策定が想定されている、教育の振興のための施策に関する基本的な計画部分も含まれるように感じていて分かりにくいです。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
14	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	法律上教育大綱は市長が策定するものとされていますが、教育委員会の独立性の担保はどのように保障されていくのでしょうか。	平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、民意を代表する市長と教育委員会との連携をより強化する必要があるとの趣旨から、総合教育会議の設置や教育大綱の策定が義務化されました。
15	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	教育基本法の制定の趣旨を踏まえ、教育委員会の独立性を確保していることを十分理解し、取り組んでもらいたいです。	総合教育会議では当該法律の規定やその趣旨に基づき、市長と教育委員会がそれぞれの役割を尊重しながら、さまざまな協議を重ねていることから、教育の政治的中立性、継続性、安定性は担保されています。
16	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (2) 教育大綱の期間	国の教育振興基本計画を参酌するというのですが、国の教育振興基本計画の見直しは5年間で市長任期は4年です。これに従って考えるのであれば、8年の中で前期4年、後期4年というところで一旦区切って見直しをするという考えもあったのではないのでしょうか。	第6次総合計画の計画期間は、市長任期が4年であることを踏まえ、市長の思いを計画期間に合わせた形で、実効性のある長期的な計画として担保するため、8年間としています。 そのため、本大綱においても総合計画と整合をとりながら、施策を展開していく必要があることから、計画期間を8年間としています。 また、見直し時期については、前期後期と分けることなく、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ随時見直すこととしています。
17	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (3) 教育大綱と関連計画との関係	教育大綱をもとに策定される「川西の教育」等のアクションプランの策定期間は、いつ頃になりますか。	「川西の教育」は、本大綱策定後、今年度内に策定する予定です。
18	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (3) 教育大綱と関連計画との関係	新たな「川西の教育」等のアクションプランは、教育大綱の基本姿勢にある3つの柱に沿って策定されることとなるのでしょうか。	「川西の教育」は、教育委員会が本大綱の基本姿勢、基本方針を踏まえて策定しますが、内容については今後、検討していきます。
19	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (3) 教育大綱と関連計画との関係	「川西の教育」等のアクションプランは、この大綱が確定した後となりますが、この大綱だけではどういう形になるのか見えにくいです。 今後具体的な内容が見えてくるとは思いますが、より見やすくなるような方向で進めてもらいたいです。	本大綱は、令和6年度～13年度の8年間で取り組む教育の基本姿勢と基本方針を示すものです。 そのため、具体的な項目については、実行計画部分を担う「川西の教育」等のアクションプランにおいて、見やすいように記載します。
20	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (3) 教育大綱と関連計画との関係	教育大綱と教育基本法との関連はどのようになっていますか。	本大綱と教育基本法との関連については、教育基本法に基づいて策定される国の教育振興基本計画を参酌して策定しています。
21	2. 川西市の教育に関する基本姿勢	この教育大綱には基本理念やビジョンといった記載が見当たらないですが、なぜでしょうか。	本大綱においては、ご意見の基本理念及びビジョンに相当するものとして、3つの基本姿勢を示しています。
22	2. 川西市の教育に関する基本姿勢	「いろんな子どもが、社会の中には存在してもいい、それをお互いが認め合える」といった内容を考えてほしいです。	2. 基本姿勢(2)及び(3)において、多様な価値観がある社会において、子どもを含むすべての市民がお互いを認め合いながら、自分らしく生きていくことを記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
23	2. 川西市の教育に関する基本姿勢	学校園所は、子どもたちの学ぶ場だけでなく「健康」「食育」も重要であり、これらは盛り込んでほしいと思います。	ご意見のとおり「健康」や「食育」も教育の観点から重要であると認識しています。 一方、本大綱は、令和6年度～13年度の8年間で取り組む教育の基本姿勢と基本方針を示すものです。 そのため、全体を網羅的に記載することは困難であることから、具体的な項目については、実行計画部分を担う「川西の教育」等のアクションプランにおいて、記載します。
24	2. 川西市の教育に関する基本姿勢	教育大綱中に「食」の概念が見当たらないのはなぜでしょうか。 教育の中で、食育というのが言葉として必要だと思っています。	
25	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1)公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	子どもの将来が決定づけられかねない外的要因として所得が例示されていますが、これ以外にも環境や価値観なども要因となるので、こうした内容を反映してほしい。 また「公教育において…公平、公正な社会を実現します」とありますが、「市の責任において」という表現を追加してほしいです。	本大綱では、保護者の経済的事情や家庭状況、障がいの有無に関係なくすべての子どもたちに適切な学びの環境を提供することを掲げ、さまざまな取り組みを進めることとしています。 ご意見を踏まえ、「保護者の所得など」を「保護者の経済的事情や家庭状況など」に修正します。
26	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1)公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	「保護者の所得など…」の部分について、所得だけが例示されていますが、社会背景、地域性などさまざまなことがありますので、表現を見直してほしいです。	
27	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1)公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	市としては民間の教育保育施設と一緒にやっている中で、あえて「公教育の役割」という表現を用いることに違和感があります。	
28	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1)公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	「公教育」という表現は、単に公立学校園所の活動を示すのではなく、公として果たすべき役割という広義の意味で捉えているということで間違いありませんか。	本大綱の「公教育」とは「公として果たすべき役割」という広義の意味で捉えています。 そのため、民間の教育保育施設も、市とともに取り組んでいる重要なパートナーであると考えています。
29	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1)公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	今回の教育大綱はかなり具体的なことが書かれているという感想を持ちましたが、子どもの最善の利益を大事にしていることを全体として貫かれた方がいいと思います。子どもたちが自分のことを川西市が大切に思ってくれているということ、誰一人見捨てずに考えてくれていることが分かるような文言、書き方をしたいです。	子どもの利益を大切にすることは、こども基本法でも明記されており、本市としても重要であると考えています。 そのため、本大綱の基本方針において、「すべての子どもたちに最良のスタートを」と掲げ、随所に「すべての子ども」や「すべての世代」など誰一人見捨てないという考え方を示しています。
30	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1)公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	川西市の基本姿勢として、すべての人を網羅できるように「誰一人取り残さず、すべての人に可能性を引き出すなどの観点や誰しも受ける権利を持っている」という趣旨の表現がほしいです。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
31	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (2)主体的に学び続ける力をつける教育を実現する	「単なる知識や技術を身につけるだけではなく、変化に対応…」とある中の「変化」とは、具体的にどのようなこと想定したものののでしょうか。	「変化」とは、社会情勢や教育環境、考え方、価値観などを想定しています。 しかしながら、変化という表現だけではイメージしづらいというご意見を踏まえ、「変化」を「社会情勢などの変化」に修正します。
32	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (2)主体的に学び続ける力をつける教育を実現する	「変化」の内容がイメージできる表現を加えてほしいです。	
33	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (3)社会に参画する人材を育てる	この教育大綱は、海外で勉強する日本人の留学生が減っているという問題にふれていないように見え、内向きなイメージがあります。グローバル社会、国際化社会に向ける人材を育成する趣旨の表現は入っていないのでしょうか。	国際化した社会において、国際的な視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するという視点は、教育において必要であると考えています。 ご意見を踏まえ、2.基本姿勢(3)中の表現について「自ら社会に参画することを後押しする」を「自ら社会に参画し、国際社会でも活躍できることを後押しする」とします。
34	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (3)社会に参画する人材を育てる	グローバル社会の一員として、国際的な外への目線というのも教育大綱の中に入れてほしいです。	
35	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (3)社会に参画する人材を育てる	グローバルな視点に関する表現も入れてほしいです。	
36	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (3)社会に参画する人材を育てる	国際化や子どもたちが世界に羽ばたくような教育は、人権教育と多文化共生教育を推進する中でどのように含まれているのでしょうか。	
37	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (3)社会に参画する人材を育てる	国際化という部分について子どもたちが国際的に活躍できるような教育であってほしいと思っています。	
38	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (3)社会に参画する人材を育てる	国際性といった外向きの考え方がある一方で、内向きのふるさと意識の醸成も必要であり、教育大綱でもふれてほしいと思いますが、現状ではどの部分でふれているのでしょうか。	
39	2.川西市の教育に関する基本姿勢 (3)社会に参画する人材を育てる	人は人材ではないので、「社会に参画する人材を育てる」という表現に違和感があります。 また、現在参画できていない人もいると思うので、すべての方たちの人格形成のための教育とともに、「一人残らず社会参画できる」ことを盛り込んでほしいです。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
40	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (3) 社会に参画する人材を育てる	参画する先に地域貢献や誰かの役に立つという意味づけをしていないのはなぜでしょうか。	参画して次代の人材を育成することは重要であると考えています。ご意見の内容については、3. 基本方針の(3)生涯学習のア②において記載しています。
41	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (3) 社会に参画する人材を育てる	見出しの表現について、一人ひとりが、幸せに多様な個人の幸福感、幸せを、生きがいを感じることができるような趣旨の表現にしてほしいです。	ご意見の表現については、基本姿勢(2)の中で、生涯にわたって学ぶ環境をつくり、一人ひとりが学び続ける力を身につけることができる教育を実現するという形で記載しています。
42	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	公立の幼稚園や保育所がどんどん、偏在化されていることに危機感を持っており、保護者が希望する施設に通うことができる環境になってほしいです。	子ども・若者未来計画に基づき、保育ニーズ等の状況を見ながら、市内全域で適正な定員の確保に努めます。
43	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	保育所等の待機児童ゼロの継続と国基準外の待機児童は「減少」に向けて取り組むとする一方で、留守家庭児童育成クラブの待機児童は「解消」としています。この使い分けをするのはなぜでしょうか。	待機児童について、国基準ではゼロの継続を目標にしています。他方で、国基準外では特定の保育所を希望する場合もあり、努力を続けていますが「解消」することが困難な状況です。そのため、こういった実情を踏まえ、「減少」と表現しています。
44	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	一貫性のある教育について、本来の趣旨から離れて同じ指導要領でも園所によっては個性のある場合もあるのに、これが統一されないかという危機感があるので、そこは注意してほしいです。	一貫性のある教育は、市の基本的な方針と考えており、その方向性をもとに園所の特色を尊重することはもちろん、子どもたち一人ひとりの個性に応じた教育をめざすこととしています。
45	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 ウ インクルーシブ教育保育の提供	保護者や子どもに合わせて、希望を聞きながら柔軟に、保育教育を受けられるということでしょうか。	本人や保護者の意見を尊重しながら柔軟に対応しています。
46	3. 基本方針 (2) 学校教育	ヤングケアラーという問題があり、教育を受けたいけど受けられない環境にある子どもたちがいます。そのような環境にある子どもたちを意識した記載を加えてほしいです。	ご意見のとおり「ヤングケアラー」の問題についても、教育の観点から重要だと認識しています。一方、本大綱は、令和6年度～13年度の8年間で取り組む教育の基本姿勢と基本方針を示すものです。そのため、全体を網羅的に記載することは困難であることから、具体的な項目については、実行計画部分を担う「川西の教育」等で記載します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
47	3. 基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	「児童生徒が学び直しをできる環境整備を学校内外に進めま す」とありますが、どのような場面のことを想定していますか。	放課後学習やきんたくん学びの道場、塾などと連携した学習支援、タ ブレット端末のデジタルドリル等での学習を想定しています。
48	3. 基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	「学び直し」とは一般的には、主に社会人が、学校教育で学ん だことを勉強し直す「リカレント」が一般的だと思いますので、 「児童生徒が学べる環境整備を学校内外で進めます」や「児童生 徒が学びを深められる環境を学校内外で進めます」などの表現に したほうがよいのではないのでしょうか。	児童生徒の学習状況によっては、学年や小学校・中学校の区分を超 えて、学び直しにより基礎の定着を図ることがあるため、「学び直し」とい う記載にしています。
49	3. 基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	「学び直し」については、学校教育には記載があるものの、こ れは すべての世代の人や外国籍で、日本語がわからない方たち も学ぶことができるということを保障する文言があるべきだと思 っているのです、どこかで加筆をしてほしい。	ご意見のとおり、学び直しについては、全体に関わることだと考えてい ます。本大綱では、学校教育において重点的に取り組むことが重要で あると考えており、ケの②において、「充実した学校生活を送ることがで きるように、環境を整えます」と記載しています。
50	3. 基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	「黒川地区の里山など」と黒川地区の里山のみを例示していま すが、自然や歴史を感じさせる場所は他にもあるので、追記して ほしいです。	例として、「黒川地区の里山など」としていましたが、歴史の一例を追 加し、「黒川地区の里山や加茂遺跡など」に修正します。
51	3. 基本方針 (2)学校教育 ウ ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	「インクルーシブ」の定義は、文科省が用いる定義と、国連が 用いる定義の間で差異があると感じていますが、どちらの定義で 用いていますか。	インクルーシブ教育という表現は障がい児、障がい者を対象に している場合がありますが、本大綱では国籍、人権、言語なども 含む広義として捉えています。 また、すべての子どもたちという趣旨は、学校教育の基本方 針で「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」としてお り、ご指摘の内容を含んでいます。
52	3. 基本方針 (2)学校教育 ウ ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育の理念は理解できますが、そもそも学校に 通えていない不登校の児童生徒も含まれているのでしょうか。	
53	3. 基本方針 (2)学校教育 ウ ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	「すべての子どもたちに対応するインクルーシブ教育の推進」 という趣旨の書き方をしてほしいです。	
54	3. 基本方針 (2)学校教育 ウ ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	「自律」という表現について、自分で考えて判断して決定して 行動する力が必要だという思いなどから「自律」という言葉を使 っていると思いますが、この書き方では思いが少し伝わりにく いと思ったので、見直してほしいです。	自立ではなく「自律」を用いた理由は、ご意見のとおりで、自分で考え て判断して決定して行動する力が必要だという思いなどから、「自立」で はなく、「自律」と記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
55	3. 基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	「就学前教育保育施設と福祉施設等が連携し、適切な療育環境を提供」することは、学校においても必要な部分ですが、この点はどこかに反映されているのでしょうか。	学校と福祉施設等との連携についても、必要なことは認識していません。この点については、「川西市障がい者プラン2029」の基本目標4(障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現)の中で記載します。
56	3. 基本方針 (2)学校教育 ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	現在の教員が非常に不足していますが、インクルーシブ教育を進めていく中で、今後加配や充実などを考えているのでしょうか。	インクルーシブ教育を進める上においては、児童生徒一人ひとり状況を踏まえた対応が必要であることから、今後とも加配の必要性を検討するとともに、教職員の資質向上にも努めていきます。
57	3. 基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	I C T化の推進で専門スタッフの活用など、勤務時間の適正化も必要ですが、職員そのものをしっかりと確保することが必要なので、この趣旨を踏まえた表現を加えてほしいです。	校務のICT化に向けて、今後は教職員による活用がより重要であると考えています。新たな教員の確保は難しいことから、教育委員会と教職員が協力しながら、職場環境の改善につながる活用方法を検討していきます。
58	3. 基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	「教職員が子どもたちにとって学びや育ちの良いモデルとなるように育成します」という部分について、学校の先生側は子どもたちにとって学びや育ちの良いモデルになりなさいという捉え方をしてしまうのではないのでしょうか。	教職員は日頃から子どもたちとの関わりが多く、その行動は自ずと見本となっており、児童生徒にとって身近なロールモデルとなることが期待されています。そのため、本大綱ではそのように表現しています。 また、人員について必要性を踏まえて配置するとともに、教職員の資質向上に向けた研修の充実にも努めていきます。
59	3. 基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	「教職員を育成」という表現はスキルアップといった技術的なことのみをイメージしてしまうので、「教職員を支援」という表現にしてほしいです。	
60	3. 基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	現場の教員の方たちの研修であったりとか人員不足というのを十分に考えながら進めていってほしいです。	
61	3. 基本方針 (2)学校教育 カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現	部活動の社会移行を進めるに当たっては、子どもたちの活動をしっかりと「保障する」という趣旨の表現を入れてほしいです。	
62	3. 基本方針 (2)学校教育 カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現	中学校の部活動という部分について、部活動は小学校もあるため、ここで中学校と限定して表現している理由を教えてください。	本大綱に記載する事項については、市が責任をもって実施することを前提として、記載しています。 基本方針の中で「実現する」という表現を用いていますが、ご意見の「保障する」と同義であると考えていますので、原案のとおりとしています。
63	3. 基本方針 (2)学校教育 カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現	大綱では中学校に限定することなく「学校」というふうな記載にした方が、より大きな指針、方針になると思いますので見直してほしいです。	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
64	3. 基本方針 (2) 学校教育 キ 学級規模、学校規模 を検討し、質の高い教育環境の整備	学級規模、学校規模に関する検討は、学校だけでおこなわれるものではなく、地域との連携も必要であり、丁寧に検討を進める必要がありますので、大綱には、「学級規模や学校規模のあり方を検討」という表現にしてほしいです。	基本方針では学校教育の方向性を示していることから、「あり方を検討」などプロセスに関する記載は行いません。検討時に保護者や地域住民から意見を聴くことは重要であると認識していますので、地域との連携など方法については今後検討していきます。
65	3. 基本方針 (2) 学校教育 ク 就学前教育保育施設 と学校との連携の強化	「学校教育と就学前教育保育を一体的に」とありますが、すべての川西の子どもたちを市内の就学前教育保育施設で担っているわけではなく、他市町との協働、連携もあると思いますが、この辺りはどのように考えていますか。	令和5年度に子ども・若者未来会議から教育保育の質の向上に向けた就学前教育保育の拠点施設のあり方について提言をいただき、市の方針の検討を進めることとしています。令和5年4月時点で236人の子どもが市外の就学前教育保育施設を利用しており、保幼小接続など教育保育の質向上の取組みを進める上で、近隣市町との連携についてはテーマの一つであると考えます。
66	3. 基本方針 (2) 学校教育 ク 就学前教育保育施設 と学校との連携の強化	市は以前から民間教育保育施設を支援していますので、民間へも支援する旨を追記してほしい。	本市の就学前教育保育は公私が連携、協調しながら担ってきており、社会的な状況や施設の実情を踏まえ、必要な支援を実施しています。今後においてもその方針に変わりはないため「私立の就学前教育保育施設とも連携して、質の高い教育保育環境を提供します。」と表現しています。
67	3. 基本方針 (2) 学校教育 ク 就学前教育保育施設 と学校との連携の強化	「一貫性のある教育」とはどういう意味でしょうか。	小学校、中学校の接続期のカリキュラム等を策定し、一貫性のある教育を推進していきたいという意味になります。
68	3. 基本方針 (2) 学校教育 ク 就学前教育保育施設 と学校との連携の強化	どのような具体になっていくことを想定しているのか	具体的には、子どもたちがつながりをもつことや小学校、中学校で教える内容が重ならないようにすることなど、継続的にわかりやすく、学びやすい教育をめざしたいと考えています。
69	3. 基本方針 (2) 学校教育 ケ 人権教育、多文化共生教育の推進	人権教育は、学校教育のところで示すのではなく、すべての世代に関することなので、それにふさわしいところに記載してほしいです。	ご意見のとおり、人権教育については、全体に関わることだと考えています。その前提で、本大綱では、学校教育において重点的に取り組んでいくことが重要であると考えていることから、学校教育の中で記載しています。
70	3. 基本方針 (3) 生涯学習 ア ライフステージに応じた学習機会の提供と多世代交流の促進	「連鎖」という表現は、つながりといった表現に見直してほしいです。	ご意見を踏まえ、「担い手育成の連鎖を生むことなどをめざします」を「新たな担い手につながることをめざします」に修正します。
71	その他	子どもの意見などが教育大綱に反映されるシステムづくりが必要と感じていることから、教育大綱の子ども版をつくり、それを授業に取り入れてはどうでしょうか。	本大綱の子ども版の策定については、まず本大綱の内容をしっかりと伝えることが大切だと考えていますので、現時点で検討していません。一方、生徒との意見交換会やタウンミーティングといった子どもや保護者、地域の方などの意見が学校教育に反映される仕組みを構築し、本大綱に記載する取組みを進めます。